

平成26年度目標管理シート

【子ども家庭部長 野口 浩詞】

市の目標	将来都市像「人と人 人とみどりが響きあい 笑顔あふれる 東村山」の実現			
部の目標	子ども・子育て支援新制度に対応した子育て環境を整備する			
部の概要	人員	224人	予算規模	8,267,096千円

【具体的な取り組み】

No.	課名	総計・行革	項目	どの水準まで	どのような方法で	いつまでに	進捗	成果又は課題
1	子ども総務課	総計	子育て情報の促進	子育てポータルサイトの掲載情報を充実させるとともに、掲示板機能を活用したイベント情報も充実させ、市民が活用しやすいホームページとする。	子育て総合支援センター内に設置されている「ころころネット運営委員会」で、ホームページの掲載内容等の検討を重ねる。	平成26年12月	A	<ul style="list-style-type: none"> ・「ころころネット運営委員会」を定期的に行い検討を重ね、団体登録の周知や、登録団体へのメールマガジンで掲示板機能を活用したイベント情報の更新を促したほか、技術的サポートを行った。 ・上記の取り組みの結果、登録団体数 61団体、アクセス数 45,843件となり、市民が活用しやすいホームページとなった。 (25年度登録団体 9団体、アクセス数 11,728件※平成25年10月28日開設)
2	子ども総務課	総計	子育て預かりサポート事業	年間利用者数1,300人以上を目標とし、より安定した事業運営を目指す。 (平成25年度 1,286人)	今後も利用者ニーズを把握しながら安定的な利用人数を確保する。	年度末まで	A	「利用案内チラシ」を乳幼児健康診査で配布する等で周知した結果、年間利用者数は1,397人となり、安定した事業運営を行った。
3	子ども総務課	総計	子ども関連施設等災害時緊急連絡体制の整備	PHS端末を用い、迅速かつ確実な連絡体制を維持し活用する。	避難訓練等の実施にあわせて、定期的に通信訓練や情報伝達訓練を行う。	年度末まで	A	<ul style="list-style-type: none"> ・消防訓練や避難訓練の実施にあわせ通報訓練を行った。 ・台風、大雨の接近に伴う市からの情報伝達時にPHSを活用し、連絡体制を維持し活用した。
4	子育て支援課	総計	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後28日以内の出生通知票の回収率を上げ、新生児訪問指導とあわせて訪問率を98%以上達成する。	生後28日を過ぎても出生通知票提出のない場合は勧奨通知を送付する。提出の際は速やかに保健師・助産師による訪問を実施する。	年度末まで	B	出生通知票提出率を上げるための勧奨通知を適宜送付し、出生後早い時期の訪問につなげたが、訪問率は97.3%であった。

No.	課名	総計・行革	項目	どの水準まで	どのような方法で	いつまでに	進捗	成果又は課題
5	子ども育成課	総計	子育てするなら東村山推進基金の創設	子育てするなら東村山推進基金を創設する。	議決した条例を施行する。	平成26年4月	A	子育てするなら東村山推進基金を創設した。
6	子ども育成課	総計	青葉町地区認可保育所整備事業	青葉さくら保育園の運営支援を実施する。	運営に関する協議・助成を行う。	年度末まで	A	運営に関する協議及び助成を行い、順調に推移している。
7	子ども育成課	総計	全生園地区認可保育所整備事業	花さき保育園の運営支援を実施する。	運営に関する協議・助成を行う。	年度末まで	A	運営に関する協議及び助成を行い、順調に推移している。
8	子ども育成課	総計	多摩湖町地区認可保育所整備事業	東たいてん保育園の運営支援を実施する。	運営に関する協議・助成を行う。	年度末まで	A	運営に関する協議及び助成を行い、順調に推移している。
9	子ども育成課	総計	認可保育所分園整備事業	八国山保育園分園の運営支援を実施する。	運営に関する協議・助成を行う。	年度末まで	A	運営に関する協議及び助成を行い、順調に推移している。
10	子ども育成課	総計	認証保育所助成事業	ソラスト東村山（旧マミーズハンド）・りんごっこ久米川駅前保育園の運営支援を実施する。	運営に関する協議・助成を行う。	年度末まで	A	運営に関する協議及び助成を行い、順調に推移している。
11	子ども育成課	総計	定期利用保育事業	幼児教室すずめ・ひまわり保育室の運営支援を実施する。	運営に関する協議・助成を行う。	年度末まで	A	運営に関する協議及び助成を行い、順調に推移している。
12	子ども育成課	総計	家庭福祉員事業	ひまわりママの運営支援を実施する。	運営に関する協議・助成を行う。	年度末まで	A	運営に関する協議及び助成を行い、順調に推移している。
13	子ども育成課	総計	認可外保育室の認証保育所への移行	いづみ愛児園の運営支援を実施する。	運営に関する協議・助成を行う。	年度末まで	A	運営に関する協議及び助成を行い、順調に推移している。
14	子ども育成課	総計	認可外保育施設等保育料補助金事業	認可外保育施設等に通う児童の保護者の保育料負担を軽減する。	認可外保育施設等保育料を助成する。	年度末まで	A	平成26年4月から認可外保育施設等保育料の助成を月額2千円増額し、保護者の保育料負担を軽減することができた。
15	子ども育成課	総計	認定こども園整備事業	東村山むさしの認定こども園を構成する「東村山むさしの保育園」の運営支援を実施する。	運営に関する協議・助成を行う。	年度末まで	A	運営に関する協議及び助成を行い、順調に推移している。
16	子ども育成課	総計	病児・病後児保育事業	「森の病児保育室たまほく」の運営支援を実施する。	運営に関する協議・助成を行う。	年度末まで	A	運営に関する協議及び助成を行い、順調に推移している。

No.	課名	総計・行革	項目	どの水準まで	どのような方法で	いつまでに	進捗	成果又は課題
17	子ども育成課	総計	私立幼稚園等園児保護者の負担軽減	私立幼稚園等に通う児童の保護者の保育料負担を軽減する。	保護者負担軽減補助金を助成する。	年度末まで	A	保護者負担軽減補助金の助成を行い、保護者の負担を軽減することができた。
18	子ども育成課	総計	公立保育園耐震診断事業	第二保育園、第六保育園、第七保育園の園舎の耐震性を確認する。	耐震診断を実施する。	年度末まで	A	耐震診断を実施し、園舎の耐震性を確認した。
19	子ども育成課	総計	子ども関連施設等災害時緊急連絡体制の整備	PHS端末を用い、迅速かつ確実な連絡体制を維持し活用する。	避難訓練等の実施にあわせて、通信訓練や情報伝達訓練を行う。	年度末まで	A	平成27年1月に認可保育所の通信訓練や情報伝達訓練を実施した。
20	子ども育成課	総計	第五保育園耐震改修工事	第五保育園の耐震改修工事の実施設計を行う。	耐震工事の実施設計事業を実施する。	年度末まで	A	耐震工事の実施設計を実施し、耐震改修工事を平成27年度に行うことになった。
21	子ども育成課	総計	放射能対策事業	保育園給食食材について、年間100回以上、放射性物質の検査を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 保育園給食の食材検査を毎週実施する。 検査結果を市ホームページで公表する。 	年度末まで	A	保育園給食食材について、放射性物質の検査を年間106回（484品目）実施し、検査結果を市ホームページで公表した。
22	子ども育成課	行革	公立保育園の民間移管の検討	民間移管対象園を選定し、運営事業者の公募準備を行う。	民営化ガイドラインの見直しを行う検討組織を立ち上げ、民間移管（対象園選定基準及び事業者公募要項）について検討する。	年度末まで	B	平成27年3月に、民営化ガイドライン庁内検討会を立ち上げ、見直し案の検討および移管に向けた課題整理を開始したが、民間移管対象園の選定および運営事業者の公募準備を行うには至らなかった。
23	子ども育成課	行革	後期高齢者医療保険料・介護保険料・児童クラブ使用料・保育料の徴収率維持・向上の取り組み	保育料徴収率 平成24年度比維持・向上（平成24年度 95.9%）	カラー催告や児童手当からの特別徴収等を実施する。	年度末まで	A	カラー催告や児童手当からの特別徴収等を行った結果、保育料徴収率は97.9%（決算見込）となった。
24	子ども育成課	行革	児童クラブ使用料・保育料の適正化	「子ども・子育て支援新制度」を踏まえた保育料の見直しを行う。	保育料等審議会に、「子ども・子育て支援新制度」における保育料について諮問し、答申をいただく。	年度末まで	A	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年8月に、保育料等審議会に「子ども・子育て支援新制度」における保育料について諮問し、平成26年12月に答申をいただいた。 答申等を踏まえて保育料を見直し、市議会（平成27年3月定例会）に上程して可決された。

No.	課名	総計・行革	項目	どの水準まで	どのような方法で	いつまでに	進捗	成果又は課題
25	児童課	総計	子ども関連施設等災害時緊急連絡体制の整備	PHS端末を用い、迅速で確実な連絡体制の維持と訓練を継続する。	昨年度、設置した緊急連絡網を使用し、定期的に通信訓練を行う。	年度末まで	A	平成27年1月に、PHS端末を用いた災害時の緊急通信訓練を行い、迅速で確実な連絡体制の維持と訓練を継続した。
26	児童課	行革	児童館・児童クラブの運営体制の見直し	「東村山市児童クラブの設置運営に関するガイドライン」及び「子ども・子育て支援新制度」を踏まえ、児童クラブの運営体制を見直す。	「東村山市児童クラブの設置運営に関するガイドライン」及び「子ども・子育て支援新制度」を踏まえ、関係機関と協議する。	年度末まで	A	<ul style="list-style-type: none"> 「東村山市児童クラブの設置運営に関するガイドライン」及び「子ども・子育て支援新制度」を踏まえ、関係機関と協議し、「東村山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を策定した。 同条例に基づき、児童クラブの職員配置を、従来の児童の人数に応じたものから、支援単位に応じたものに見直すこととなった。
27	児童課	行革	後期高齢者医療保険料・介護保険料・児童クラブ使用料・保育料の徴収率維持・向上の取り組み	児童クラブ使用料徴収率 平成24年度比維持・向上（平成24年度 97.2%）	支払督促・少額訴訟を実施する。	年度末まで	A	<ul style="list-style-type: none"> 支払督促については、電話催告や文書による督促、催告等を行った。 少額訴訟については、対象者に関する調査を行ったが、訴訟を起こすには至らなかった。 児童クラブ使用料徴収率は、99.0%（決算見込）となった。
28	児童課	行革	児童クラブ使用料・保育料の適正化	「東村山市児童クラブの設置運営に関するガイドライン」及び「子ども・子育て支援新制度」、保育料等審議会からの答申を踏まえ、児童クラブ使用料の見直しを行う。	「東村山市児童クラブの設置運営に関するガイドライン」及び「子ども・子育て支援新制度」、保育料等審議会からの答申を踏まえて協議する。	年度末まで	B	平成26年8月に保育料等審議会に諮問したが、「東村山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づく平成27年度からの新たな運営体制の実態も踏まえて議論する必要があると判断し、平成27年度に継続審議することとした。